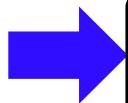


大阪府管理河川における ダイオキシン類により汚染された底質の浄化対策の経過について

汚染範囲の確認

- ◆H14.7.22 ダイオキシン類に係る底質環境基準(表層で150pg-TEQ/g)の設定
 - ・環境部局による常時監視において、環境基準値の超過が見られた。
- ◆H16~18 環境基準値超過が見られる河川において、汚染範囲調査を実施(次頁)
 - ・神崎川及び古川において、表層で1,000pg-TEQ/gを超えるエリアを確認
 - ・また、神崎川においては、表層では1,000pg-TEQ/g未満(最大210pg-TEQ/g)であるが、2m以浅の層の一部に3,000pg-TEQ/gを超える濃度の汚染があるエリアも確認。



神崎川・古川の、底質表層の濃度が高いエリアより、順次、浄化対策を実施することとした。

対策の検討

- ◆H14.7 「河川及び港湾の底質浄化対策検討委員会」を設置
- ◆H17.10 「大阪府管理河川の底質浄化対策の実施に係る小委員会」を設置
- ◆H24.11 「大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会」を設置

<神崎川>

- ◆H17~23 工法を確定させるため、試験施工及びモニタリングを実施

汚染濃度
150~3000

- ・表層部分を浚渫除去し、清浄な砂で覆砂を行う。
(汚染が深い層にも及んでいるため、全量の掘削除去は行わない)
- ・覆砂厚については、当初は100cmで試験施工を行ったが、再度70cmで試験施工を行った結果、施工2年後においても効果が持続されていることが確認された。
⇒覆砂厚は70cmとすることで確定。
- ・汚染底質については、150~1000pg-TEQ/gは海面埋立処分場(通称フェニックス)で、1000~3000pg-TEQ/gは管理型処分場で、それぞれ最終処分。
- ・H27年度で、表層において高濃度汚染が確認されている範囲の対策は完了予定。

環境省通知「ダイオキシン類を含む水底土砂の取扱いに関する指針について」(平成15年9月)
[原則、無害化処理が必要。]とされている

汚染濃度
3000 超

- ・糸田川合流部左岸のみで確認
- ・H26年度の審議会で、汚染範囲が確定。
- ・汚染位置が表層にならないため、表層で150~1000pg-TEQ/gの汚染が確認されている範囲との対策の優先順位付けが必要。

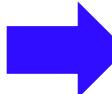
← 今回、審議事項

<古川>

- ◆H20~22 工法を確定させるため、試験施工及びモニタリングを実施

【工法の概要】

- ・全量を掘削除去する。(汚染が1m程度以浅に限られているため)
- ・除去後の河床が計画河床を下回る場合は、埋戻し。

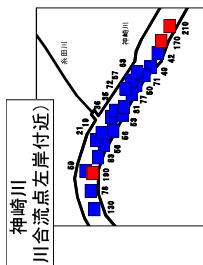


確定した工法により、順次、対策を実施中。

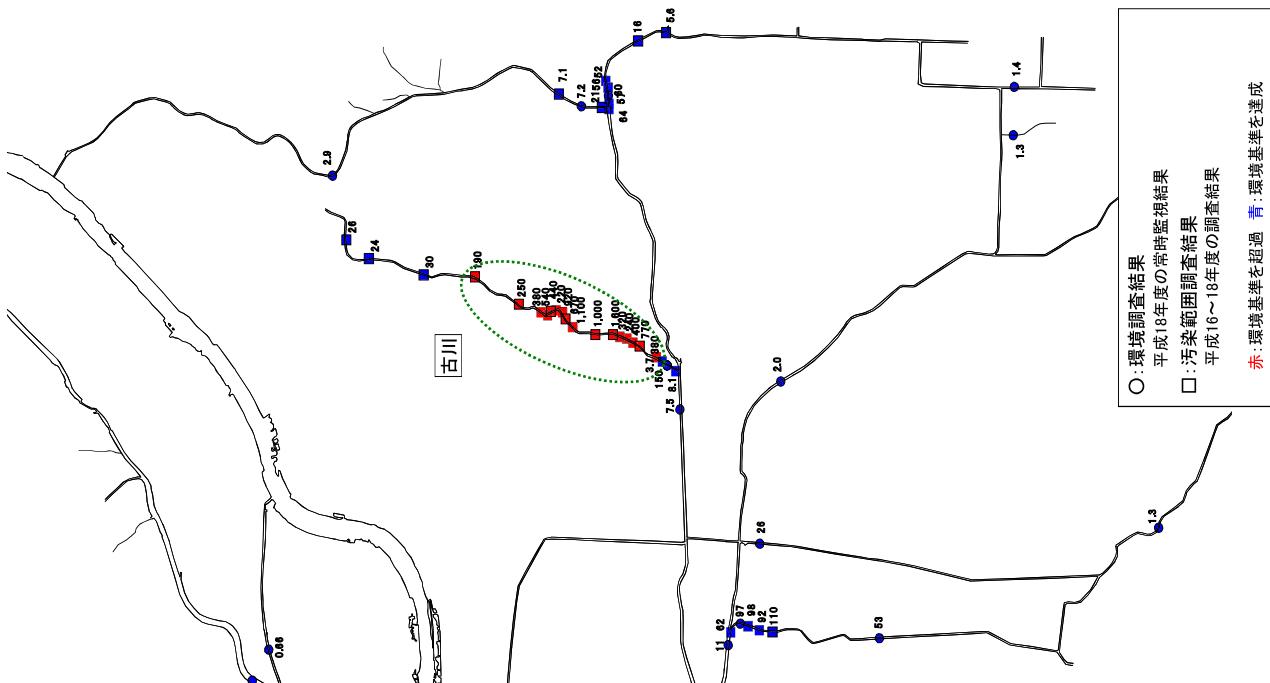
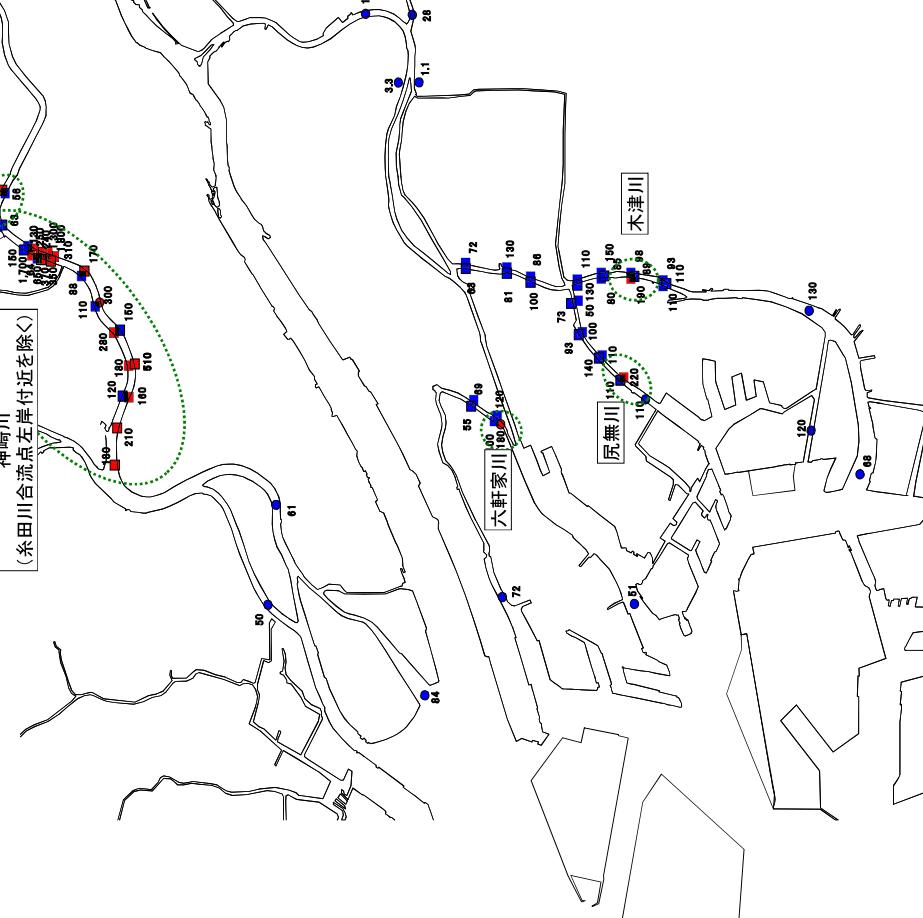
大阪府管理河川底質のダイオキシン類による汚染状況(調査:H16~18年度)

単位: pg-TEQ/g
※環境基準: 150 pg-TEQ/g

神崎川
(糸田川合流点左岸付近)



神崎川
(糸田川合流点左岸付近を除く)



○: 環境調査結果
平成18年度の常時監視結果
□: 汚染範囲調査結果
平成16~18年度の調査結果
赤: 環境基準を超える青: 環境基準を達成